

刑務作業の効果の検証について

令和5年4月
法務省矯正局成人矯正課

【現状の刑務作業】

- ☑ 懲役は、刑事施設に拘置して所定の作業を行わせる。

【拘禁刑下の刑務作業】

- ☑ 拘禁刑に処された者には、改善更生・円滑な社会復帰を図るために、**必要と認められる場合、作業を行わせる。**

▶ **刑事施設の長が、個々の受刑者について、刑務作業に従事させることの「効果」を踏まえ、刑務作業の必要性を検討することに**

【刑務作業の「効果」に関する現状の整理】

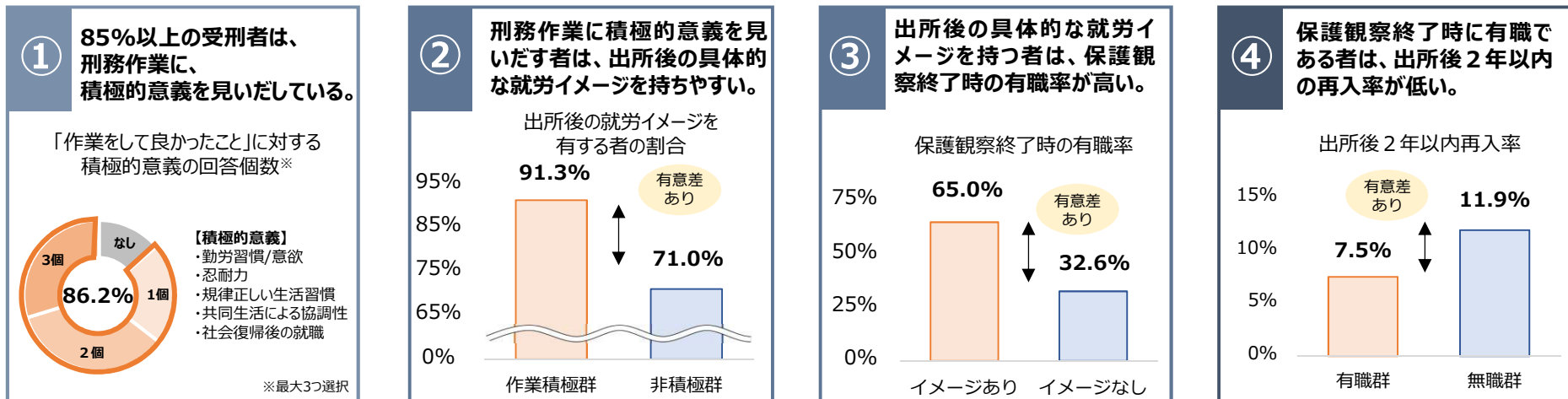
- 規則正しい勤労生活を維持させ、規律ある生活態度を習得させる
- 共同作業を通じて望ましい社会共同生活への順応性を養う
- 勤労意欲を養成する
- 職業的な技能及び知識を付与する
- 与えられた作業目標の達成を通じて忍耐力ないし集中力を養う

▶ 従前、定量的な検証は未実施

刑務作業の効果を定量的に検証するため
釈放時アンケート等のデータ分析を実施

【分析対象者】 令和2年出所者（11,760名）
【分析データ】 釈放時アンケート×SCR Pデータ

分析結果



各分析結果は、SCRPIによる速報値であり、各種統計値とは一致しない場合がある。

インプット

刑務作業の実施

短期的アウトカム

就労生活のイメージの具体化
(就労意欲の喚起)

長期的アウトカム

就労の継続

再犯の防止



- ☑ 刑務作業を通じて、就労意欲を喚起させることが、出所後の就労や再犯防止につながる可能性

▶ 新法下では、受刑者が刑務作業に積極的な意義を見いだせるよう、個別の特性等を踏まえた作業内容の指定や働き掛けが重要